

## 第15回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月1日(日) 14時00分から14時48分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(15人)

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	4番	橋本 正和
	5番	安井 善次
	6番	山本 公彦
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子

4. 欠席(3人)

	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	18番	三田村 美江

5. 説明員(0人)

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	10番 西村 正明 委員
		12番 横山 成治 委員

第2 議案第51号 議決事項の一部取り消しについて

第3 その他事項

## 8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長

## 9. 会議の概要

事務局

本日は、総会を急遽開催いたしましたところ、公私ともどもご多用中にかかわらず、多数の方、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、第15回大津市農業委員会総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、本日の先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号14番 正田 富美子委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制とし、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会については、北部選出の副会長であります森元直紀委員をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、森元 直紀副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

副会長

本日は休日にも関わらず、お忙しい中、たくさんの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。1年間、副会長を務めさせていただきます。スムーズに進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。議事に入ります。議事に入るに先立ち、本総会の成立について申し上げます。

本日は、三田村委員、大伴委員、高谷委員が所用のため、欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は15名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事進行について、田中会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設

定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いします。  
本日の議事録署名人を指名いたします。

10番 西村 正明 委員

12番 横山 成治 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第51号 議決事項の一部の取り消しについて。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年8月1日提出。大津市農業委員会 会長 田中 謙一。事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明申し上げます。

議案第51号 議決事項の一部の取り消しについて、ご説明をさせていただきます。

令和3年7月13日に開催させていただきました定例総会において、議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、No. 1からNo. 7までの7案件の審議をお願いし、全ての案件につきまして許可相当との議決をいただいたところであります。

しかしながら、今回、No. 5の大津市真野普門三丁目における太陽光発電設備の設置については、申請図書の一部に偽造があったことから、農地法第5条第1項の規定による許可相当の取り消しについて議決を求めるものであります。

この議案提出に至るまでの経緯についてご説明をいたします。

令和3年6月16日に申請を受付けさせていただき、申請図書の一部として、お手元配付資料1の隣地者承諾書が添付されておりました。

しかしながら、ご審議いただく前日、令和3年7月12日に、隣接農地所有者が、隣地者承諾書には押印をしていないという情報が地元農業委員さんから寄せられましたが、一方の意見だけではなく、申請者にも確認をする必要もあったことから、即日、申請者が申請に関する委任をされています申請代理人に対し、押印の事実について確認をしたところであります。

当該申請代理人は、その書類について、譲受人から預かっていたという立場であったことから、定例総会開催までには、明確な回答を得ることができませんでした。

総会時においては、事前に、現地を一日立会委員さんや、地元農業委員さんと確認をしており、現在耕作されている隣地の農地においては、営農に支障がないと判断できましたことから、隣地者承諾書には、承諾の事実に関し意見の相違があるものの、営農に支障がないということで、皆様にご審議をお願いしたものであります。

事務局としましては、審議後も、隣地者承諾書における押印に関して疑義があることから、申請代理人に対して押印の事実関係に関し、確認を継続的に行ってまいりました。結果、先般26日に、申請者である譲受人か

ら配付資料2のとおり、報告書が提出をされ、隣地者承諾書の押印は隣地所有者以外の者が押印したとの報告を受けたということでございます。このことから、令和3年議案48号のうちのNo.5の申請に対して行った許可相当の議決を取り消すことにつきまして、改めてご審議をいただくものです。

以上です。

議長 それでは、何かご意見ありますか。

議長 それでは、意見もないようですので、おはかりします。ただ今の案件51号につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

委員 取り消すということに賛成？

委員 どこまで取り消すの？取り消すという話が出てるんですが。

事務局 取り消すということは、許可相当とご判断いただいた事項について取り消すということなので、申請段階に戻すという形になります。要は、申請を受け付けて、議決それについての許可をするか、しないかという議決をいただいた行為を取り消すと。ですから、申請段階という形になりますので、その点での取り消しということになります。よろしくをお願いします。

委員 すみません。ということは、再申請されるんですよね。

事務局 一応、先般、事業者のほうがお越しになりました。その時については、取り消しされますかということは伺いましたが、取り消しませんとのことなので、修正して出す意向があられるということだと思っております。  
以上でございます。

委員 修正後は、もう一度、審議し直しということですね。

事務局 一応、申請そのものについては、事務局としてはお預かりしている立場となりますので、修正されて訂正された内容について、また審議をお願いすることが十分あり得るということで御理解いただけたらと思っております。

委員 ということは、一旦、この申請を取り下げるという意味ではないのですね。

事務局 先ほども少し述べさせていただきましたが、一応業者のほうに意向確認はしております。取り下げるかどうかにつきましては。そういったしますと、取り下げるという意思是示されなかったのので、一応受付された段階に戻ると。要は、申請された段階の書類を預かっていると。あと、修正されることを前

提に、今後協議することになるかと思えます。

以上でございます。取り下げはされておられません。

委員            という話を聞きますと、一旦これ、承認は取り消したと。そうしますと、再度、議事に乗ってきて、その段階で隣地所有者と多分このままでいくと、承諾が得られないということになってこようかと思えますが、そうすると得られないという状況の中で再審議してくれということになることが予想されるわけですね。

事務局            あくまでも現在の段階においては承諾書の押印を付けて申請されておりますので、その押印については偽装といいますか、間違いであったことを述べてきたわけですので、正しい押印をしてくれとのことでお話はしたいと考えております。

以上でございます。

委員            今回の書類が不備だったとのことで承認を取り下げると。それはそれでいいと思います。例えば、今さっき〇〇委員が言われたように、その押印をしたこの書類をなしにして申請をされたときには、この審議はどうなのでしょう。許可に必要な書類というのは、今の隣地承諾書がなくても書類としては全部そろったことになると思うのですが。ですので、今回の中で次の分に例えば間に合わせるために、今まだ説明中ですという説明だけで、今度申請が再度出たとき、それはどのように考えられるのでしょうか。

事務局            一応、事務局といたしましては、当初ついていた書類については訂正をしてくださいということはいいます。言い続けたいと思っております。

ただ、向こうさんとしては、なしで受理せよといった話については、また役員さんとの相談になるかもしれませんが、基本的に事務局としては、この場合についてはですが、押印の提出を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員            例えば、今回の中でも、土地改良区とかの許可の印はもらっていないですよ。説明をしたという経過だけの内容が出ていますが、それでも受けているわけですよ。今回出た、確かに偽造ではあったにしても、それをちゃんと間違いであったという修正をされて、かつまだ許可がもらえていませんが、そういう経緯の説明等に行っているという内容の経過の報告で書類を出されたときに、それをどのように扱うのでしょうか。

事務局            何度も発言させていただいておりますが、一応当初の計画では、押印をつけて出しておられるので、それはあくまでもそれを前提に訂正してくださいということは事務局としては申し述べていきたいと思っております。

ただ、現実的にそれは最終的になしで審議してくれとなったときには、役員さんをはじめ、その辺の相談をさせていただく必要が出てくるかと思っておりますが、あくまでも事務局としては当初ついていた書類については、再提出をしてくださいということは言い続けていきたいと思っております。あった状態のままの書類の提出という形でお願いしたいと考えております。

委員           もう一度聞きます。それは前にあったもので申請を希望するということは、出るまでは通さないということですか。

事務局           事務局です。

今おっしゃっていただいておりますのは、隣接農地の所有者の押印の書類に関してですが、それに関しては、今回の案件に関しては特に提出を求めるべきであろうと考えております。ですから、何も無いままでは受付はしばらく状況かと考えております。

もう一つ、先ほどたしか土地改良のこともおっしゃってくださってまして、その部分になるのですが、お話はされているという状況は見受けられてはいるのですが、話がきっちりまとまっているかということに関しては、なかなか確認がとれていないのが実情かと思っております。ですから、次の段階まで日は開いてくるかと思うのですが、意見を求めたということでは終わるのではなく、その後、お話がどうなっているのかということに関しては、当然、皆様に改めてご審議いただく中では、そこは確認をする必要は十分にあると思っておりますし、その中で話がまとまってきたのであれば、例えば意見書ですが、どういう意見が出ていますよというものをきちっと頂戴したり、またそれに対して事業者のほうはこういうことを考えていますということの返事の書類があるのであればそれをもらったり。その中で委員さんのほうで、それであれば土地改良の例えば施設ですが、今後、維持できるだろうであるとか、そこらは必要に応じて現地なり、また御確認いただくこともしていただいた上で、ご審議にかけていくべきではないかと考えております。

委員           この業者さんからの報告書の中に、再発防止策と3番目の項目であるのですが、再発防止策が全然講じられてない文面になっているのですが、これは農業委員会の事務局として、今後このようなことのないような再発防止策、考えていらっしゃいますか。

事務局           隣地承諾に関してですが、国の言っている中では、逆に営農に影響がないと思われる場合に対して、隣地承諾を求めることができるという、逆の意味になっています。営農に問題なければ、別に隣地承諾を押されるのが当然であって、別にいいということについても確認することができるということなので、その辺含めて、行政のほうについては、それが間違いないかというこ

とを事務局としては当然問い続けていくわけですし、誰がどのようにしたという確認はすべきだと考えておりますし、そのことについて農業委員さん自身も営農について問題ないのだが、それでいいという確認は隣接者にしていただくことが必要になってくるかもしれません。今後の話の中ではありますが。

以上でございます。

議長 他にご意見ありますか。

委員 今回、隣の〇〇さんが実質的に不同意ということなのですが、これについて現地確認をしたものの一人として、特別、農地として農転するに当たって明確な何で反対するのかの理由は見当たらないように私は感じました。正直、感情的なものじゃないかなと。水の問題、日照の問題、そういう問題、特に見当たらないし。ただ、隣に訳の分からないものをこしらえてもらったら困るというたぐいの反対というか、だから賛同を求められたら嫌やというたぐいの不同意となってこようと思いますが、それを果たしてほかの例えば水利の問題であるとか、汚水であるとか、そういった問題で反対するのは、ちょっと訳が違うかなという思いもいたしますので、取扱いを非常に困るなというのが現実でございます。

事務局 隣接同意がついていたら安心して通すというのは、極端な言い方をすると、もっと優しい言葉ですが、国は鵜呑みにするなというような言い方になっています。一応、営農に影響するかどうかということが農業委員会としての使命あるいは周辺の農地に対する、農業言葉なのか少し分かりませんが、防除措置といい、その周辺の農地の営農の継続について何らかの対策が講じられていることを書くのが、4条、5条にはついてくるのですが、その辺が対策が講じられていたら、あくまでも承諾でなくても、逆に向こうからの経過説明書なんかをつけて通すことは当然あるわけですから、その辺の判断はしていく必要はあるかと思えます。

ただ、今回は、いろいろお隣の方とのトラブルがありまして、再発防止策で地主様とか隣接者の方と協議し、誠意を持って対応しますと書いてありますので、押してくださいということは妥当かと思っておるところでございます。

以上でございます。

委員 すみません。制度の質問ですが、この隣地者承諾書は5条1項の申請の必須書類ではないのですか。

事務局です。今、ご質問の部分については、まず4条と5条、調整区域の許可申請のほうになるのですが、必要添付書類として現在、大津市農業委員会は定めているのが実情です。

議 長            その他、ありませんか。

委 員            転用に関して直接関係あるかないか分かりませんが、〇〇のほうから〇〇さんの同意書を偽造されたわけで、私文書偽造みたいな格好になってくると思いますが、その点で〇〇と〇〇さんで係争、訴訟問題が起こってきた場合、農業委員会としては何も関係ないわけですか。

事務局           係争が明らかになったり、事件が正式になった段階では、見守るという形になるかと思いますが、あくまでも今現在の〇〇でなく今の申請者の方と隣接所有者等との関係が改善されるかされないかということが前提かと。それは〇〇と〇〇さんとの関係は内部関係かと思っておりますので、今の申請者は〇〇さんであって、〇〇さんに仕事を任せたのかどうかということがあるのですが、あくまでも今、事業の申請者は〇〇さんだとなっていますので、〇〇さんがそれをどういう内部関係で誰にさせるかということについては、あまり考慮しなくていいかと思っております。

                  以上でございます。

議 長            ほかないですか。

                  ないようですので、議案第51号議決事項の一部取り消しについて取り消した方が良いと言う方、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長            挙手全員により、議案第51号 議決事項の一部の取り消しについて許可することに決定いたします。

                  ありがとうございました。続きまして、その他、事務局より何かありますか。

事務局           事務局です。

                  少し長いのですが、説明させていただきます。前回の総会において、議案第48号No. 5 真野普門三丁目における太陽光発電設備の設置に関する議案のご説明の中で、「そもそも国は現在、隣接農地所有者の同意書について、一律添付を求めるという扱いをしておらず、あくまでも、農地転用申請における、その他参考となるべき書類として、周辺農地への営農に支障を及ぼすおそれがある場合に限って、補足資料として添付を求めるものとしているのが現状です。」とご説明をさせていただいておりましたが、申し訳ございません、正しくは「そもそも国は現在、隣接農地所有者の同意書について、一律添付を求めるという扱いをしておらず、「農地転用によって、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しないことを補足する場合などに限り添付を求めることができるものと



しております。」という説明となります。

先日、言葉の足りないご説明をさせていただきましたことにつきまして、この場をお借りして、お詫びして訂正させていただきます。このたびは、申し訳ございませんでした。

議長            それでは、何かご意見はありますか。

委員            これは私、要望ですが、今の同意書面についてです。単に三文判で事済む、よくほかにも添付されているのが氏名の自署されていないタイプで打って、そこに三文判で押してあるというものがまかり通っていると。せめて最低限でも自署してもらって、そこへ実印までは言わないにしても三文判でも結構ですが、せめて誰が書いたか分かるように最低しておかないといけないだろうと思います。

それと、よく世間に問題になっています保証人と一緒に、保証してないとか、したとかありますが、それと同様で、書いてもらったのならいつ書いてもらった、何日の何時何分に書いてもらった、場所はどこでだというぐらいの補足があってもしかるべきじゃないかと。同意書の提出をされるのであれば、それに補足するようなこと、欄外でも結構ですが、そこに記入してもらった方がいいのではないかとということで、参考の意見として述べさせていただきます。

議長            ありがとうございます。

委員            ごめんなさい。先ほど係長の訂正ですが、もうひとつ理解できなくてこの隣地者の承諾書は必ずしも必要ではない書類であるとのことですね。なおかつ、開発されるによって、隣地者が持っている田んぼの営農に影響が起る可能性がある場合は必要な書類でもない。

事務局            大津市の立場、今言いましたように、基本的に申請書に隣接同意書という欄がありますから、何も言わなければつけてこられます。大津市としては、最低は、このあいだ、説明したのは、今訂正しましたが、営農に影響あるときは当然求めないといけないという考え方でいっています。

ただ、国は要らんとやっている中で、今、お読みになったように営農に影響があることがないときは承諾を求めてもいいとは、自分らも影響がないと思っていますが、そうですねという確認はもらってもいいという言い方かと思っています。ということは、基本的にもらわなくていいよと。

ただ、それではという話はあるかと思しますので、今回の場合はいろいろつけてきたのでいろいろ疑義があったので、必ずつけてくださいということは言っていきたいし、この方も、隣接の方とは誠意を持って対応すると言っておられるが、基本的にはどうしていくかは、今後振出しに戻りますが、今後、発足間なしで申し訳ないですが、役員会の中で話をし、こ

の皆さんと議論しながらどうするのがいいかと。先ほど〇〇委員が言われたように、せめて自署だけしてもらえばいいと、判子是要らないがとなるかもしれないし、全くやめたらどうしようという話、ただもらっても農業委員さんは確認して下さいということになるかもしれませんし、その辺は議論をさせていただくのが事務局としてのお願いかと。

というのは、事務局がこうあるべきだとは言えませんので。国はもうなしだと言っていますから、今、大津市はこういうときは基本的にもらってくださいねと言っていますが、その辺を皆様、本当の農業委員会としてご判断をさせていただく時期に来ているのかなと思っています。

以上でございます。

委員 国のほうでは要らないという判断になっているわけですね。別に申請者のほうとしてはつけなくてもいい。要するに、今の段階では大津市としては付けてもらったほうがいいです的な感じでなっていると思いますが、農業委員会で審議して、やっぱり付けてもらったほうがいいよと言ったとしても、国のほうで要らんとされているのに、どこか市の条例とか何かで規定するのですか、そこまでやるのですか。それとも、それもやらないのだったら、付けても付けなくてもどっちでもいいんでしょうと、申請側はそうなりますよね。

事務局 その辺を議論する必要があるかと思います。

委員 それで議論して農業委員としてつけたほうがいいよと。例えば、先ほど〇〇さんがおっしゃったように、自筆でない駄目だよというふうにしましょうと決定したところで、それは農業委員会の審議の規則という形になるのですか。国のほうのあれを出されてきたら要らないじゃない、幾らやっても要らないじゃないと、それでおしまいですね。そこら辺は、現状の大津市のシステムとしてどうなっているのか分からないです。

事務局 事務局です。今〇〇委員おっしゃっていただきましたことに関しては、十分理解できる部分でございます。

まず、国は確かに添付書類の是正というか、技術的助言の中で今回お話の中で問題になってきておりますが、隣地者の同意書のそもそもの考え方について、国は原則的に要らないよということ。ただ、先ほど私申し上げましたように、周辺の農地に関して営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合に該当していない場合を補足する場合に限って求めることができるというのが国の考え方ではあります。

ただ、農業委員さんの中でお話、ご検討いただいて、その中で今回の事情もございしますが、添付を求めるべきであろうと、少なくとも永続的ということではなく、当分の間は求めるほうがよいのでであろうとお考えいただいた中では、事務局としても添付を求めるべきであるという結論なので求

めていきますし、その中では、では、どうして求めるんだということの事情説明でありましたり、その根拠、こういうふうなこととして考えているから添付を求めるんですということの説明をきちっとさせていただく必要はあるのかと思っていますし、国のほうもそういうことを申しております。申請者からの求めに応じて隣接同意書が必要な理由や根拠について説明ができるよう整理した上で添付を求めるようお願いいたしますとのことで、国のほうからは文書もございますので、求めるということになりましたら、そういった必要な理由の説明をちゃんと整理をした上で求めていくということになろうかと思えます。

以上です。

委員 済みません。国から出してある文書は僕ら見ることができますか。どこかに公示されていますか。ホームページ上に。

事務局 助言ということなので、公示されている内部文書ですが、皆さんは公務員ですから見ていただくことは可能なので、必要であればコピーしてお渡しいたします。

ただ、あくまでも公務員としてお渡ししますので、その辺は重々取扱いについては注意していただきたいと思っています。ちょっと取扱いについて、それが言っているのかどうか、この辺、内部文書、分かりにくいところがありますので、十分お気をつけいただきたいと思えます。

今、〇〇委員が言われたように、もしも何か求めるときに何か法的根拠が要るのだったら、農業委員会の事務規則の中で書類についてはこういう書類が要するというのを掲げる必要があるかないかというのは検討する余地があると思えます。今までは、県のほうのQ&Aとかで求めたほうがいと書いてある時の運用をそのまま利用しておりますが、それも県は破棄してきていますので、改めてその辺については整理する必要があるかと思っています。根拠を示せと言われると、説明はできても根拠がなくなるという場合がありますので、その辺については勉強したいと思っています。

以上です。

委員 すみません。僕が感じた実感ですが、圃場転用するに従って周りの営農に支障を来さない場合、何も問題ないですよというときに、この隣地承諾書を取ってもいいです。でも、支障を来す場合は認めたらいけないというような内容かと思ったのです。だから、開発によって周りの農地に支障を来さないことが大前提であって、何ら問題ないですよ。何ら問題ないが、周りの地権者さんもちゃんと承諾しておられますよと言うために、この承諾書を取れというようなルールづけじゃないですか。

事務局 ですから、そう読めます。

ただ、現実的に隣接者との御理解というのについては、今までの間でい

きますと、隣の人が単に個人的に嫌いやというので判子を押されない人がいっぱいおられるわけです。一応、認めてきています。あるいは、小屋を建てるから日照権侵害だと言って判子を同意しなかつても、これは非常に難しいですが、通常、普通なら我慢しなくてもよい人権の範囲だと認めざるを得ないですね。

だから、その辺は農業委員会として判断を求めて来られるということになると思います。私の読み方としては、自分たちが営農に問題ないと思ったが、確認される場合は同意してもらってもよろしいというのが1点と、逆に同意書があるからといって鵜呑みにするなど、営農に支障がある場合は、本当にいいのかという確認する必要があるとまで書いてないですが、その辺については、農業委員会として対応しなさいねということの裏返しかと思っています。

以上でございます。

委員

最後、済みません。この太陽光発電、パネル、ほとんど今回のこの関係にしても中国製のパネルですよ。その中国製のパネルの中にカドミウム含まれているの、皆さん、御存じですか。これ台風や何かで太陽光パネル割れて、液体がそのまま流れ出た場合、カドミウム、下流域の田んぼに皆流れ込みますよ。その時のカドミウムを浄化するのに何十年とかかります。そういうふうなのも踏まえ、リスクがあるのかないのかというジャッジをするのがこの場じゃないんですか。安易に今、太陽光発電、太陽光パネル、いろんな設置されて発電所、増えてきていますけれども、中には工業系の大学の先生、危惧してらっしゃいます。この辺のリスクも踏まえて発電所を設ける。それが地元からの要望である、それを農業委員会で農地転用を承認するという流れであればOKかと思いますが、当然全々分かっている方たちに太陽光パネルがあそこにできる。でも、その人個人が申請しておられるからまあ、しょうがないよねで済むような案件ではないと思うんで、その辺も詳しく審議されるべきじゃないかと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

事務局

意見ですか。

委員

意見です。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、ご意見もないようですので、以上をもちまして、第15回総会を終了いたします。本日は急遽、委員の皆様にはご参集いただきまして、ありがとうございました。散会いたします。

## 議事録署名委員

議 長（田中 謙一 委員） 印

委 員（西村 正明 委員） 印

委 員（横山 成治 委員） 印